



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中世初期におけるローマ法の発展について : Hs. Berlin Staatsbibl. lat. fol. 269を例として
Author(s)	カイザー, ヴォルフガング; Kaiser, Wolfgang; 田口, 正樹//訳 他
Citation	北大法学論集, 63(2), 138[219]-117[240]
Issue Date	2012-07-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/49791
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR63-2_009.pdf



中世初期におけるローマ法の発展について： Hs. Berlin Staatsbibl. lat. fol. 269を例として*

ヴォルフガング・カイザー

田口 正樹 訳

I. ユスティニアヌス帝のもとでの法統一とその分解

527年の11月初め、ユスティニアヌスが彼のおじユスティヌス1世を継いで帝位に上ったとき、ローマ法は既に三百年來、帝国法であった。212年のカラカラ帝の勅法（Constitutio Antoniniana）によって、すべての（あるいは少なくともほとんどすべての）自由なローマ帝国住民は、ローマ市民権を得ていた¹。それによってまた、ローマ法はすべての帝国住民に統一的に妥当するようになっていた²。それまで特に属州において、ローマ人と非ローマ人の間に存し

*本稿は、2010年3月13日に、京都で開催された比較国制史研究会において行った講演を改訂したものである。研究会による招待、講演後の質疑とコメント、および田口正樹氏（北海道大学）による日本語訳に、感謝する。

¹ これについては、さしあたり、K. BURASELIS, *Theia Dorea - das göttlich-kaiserliche Geschenk. Studien zur Politik der Severer und zur Constitutio Antoniniana*, Wien 2007 および D. LIEBS in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Romanistische Abteilung* (=ZRG RA) 126 (2009), S. 509-514の書評を参照。

² 例えばエジプトにおいて確認されうる影響について、H. J. WOLFF, *Das Recht der griechischen Papyri Ägyptens in der Zeit der Ptolemaeer und des Prinzipats*, Bd. 1: Bedingungen und Triebkräfte der Rechtsentwicklung, München 2002 (Stand 1983), S. 130-148のみをあげておく。

た法的多元性は、除去された。

統治開始の6ヶ月後、ユスティニアヌスは、彼の名を帯びることになる、新しい皇帝勅法集成の作成を指示した。これがユスティニアヌスの勅法集 *Codex Iustinianus* である³。この勅法集は、529年4月16日に帝国全土について発効した。すべての先行する皇帝立法とテオドシウス法典 *Codex Theodosianus* (後述) は効力を失った。勅法集の発効から1年余り後、ユスティニアヌスは法曹法にも手をつけた。530年7月から531年9月ごろまでの間に、彼は古典法学者たちの間の一連の論争を決定した (*quingenta decisiones*⁴)。半年後、530年12月に、ユスティニアヌスは一つの委員会を設置した。この委員会が伝来の法曹法を吟味し、短縮し、当時の現状に合ったものにし、時代に合った新しい法典へと移し変えることとされた。その成果が学説集 *Digesta vel Pandectae* である。法曹法は、ユスティニアヌスの時代には既に 数世紀来、硬直化した法素材であった。つまり、利用可能な法学文献は、コンスタンティヌス大帝の時代以来、古典期の法学者の諸著作⁵、名を知られた著者たちによる新しい著作少々、そして古典期の法学者の名前で流通していたようないくつかの新しい作品から成っていた。委員会は、なお入手可能であった法学者の著作を検討し、それらから抜き書きを行い、そして抜き書きを——著者と出典を示したうえで——内容を表す標題にしたがって配列した。原典への介入は明示的に認められていた (インテルポラティオ)。3年間のうちに、委員会は作業を完了することができた。

既に古典期の法学者たちによって著されていた入門書 (*institutiones*) の伝統に結びつきつつ、ユスティニアヌスは初心者用教科書をも作成させた。法学

³ ユスティニアヌスは自分の名前をしばしば形容詞的に用いている。例えば、新しい役職について (一例として *Praetor Iustinianus Pisidiae*)、あるいは都市について (例えば、彼が生まれた都市は *Prima Iustiniana* と呼ばれる)。

⁴ これについては、L. WENGER, *Die Quellen des römischen Rechts*, Wien 1953, S. 572-576 および C. RUSSO RUGGERI, *Studi sulle quingenta decisiones*, Milano 1999を見よ。

⁵ 古典ローマ法学の定義については、F. WIEACKER, *Über das Klassische in der römischen Jurisprudenz* in: DERS., *Vom römischen Recht*, 2. Aufl., Stuttgart 1961, S. 161-186, 161-165 および W. KAISER - A. McDUGALL, Art. „Klassisches Römisches Recht“, in: M. SCHMOECKEL - St. STOLTE (Hgg.), *Examinatorium Rechtsgeschichte*, Köln - München 2008, S. 341-344を見よ。

入門 *Institutiones sive Elementa* がこれである。それは古典期の法学者たちの入門文献⁶、とりわけガイウスの法学入門 *Institutionen* および日用法書 *Res cottidianae* にもとづいている。

533年12月16日に、ユスティニアヌスは学説集と法学入門を公布し、それらは533年12月30日を期して帝国全土で発効した。従来の法学文献を法廷で利用することは、もはや許されなかった。法学教育においても、学説集と法学入門は、それまでそこで扱われていた従来の法学著作の研究に取って代わった。法学入門と学説集は帝国全土に妥当することとされたので、ちょうどヴァンダル族から再征服された北アフリカでも通用したのであった⁷。

学説集の編纂作業の間も、ユスティニアヌスは法学的な争点の決定を続け、また新しい内容の立法を継続した。これによって、529年の勅法集は価値を減じることとなった。そのため勅法集は、法曹法に関する作業が終結した後に、改訂された。改訂版 (*Codex repetitae praelectionis*) をユスティニアヌスは、534年12月29日を期して発効させた。

こうして534年末には、東ローマ帝国の領域（北アフリカを含む）には、ユスティニアヌスの3つの法集成にもとづく統一的なローマ法が妥当することとなったのである。

イタリア再征服に際しての大きな軍事的成功の後、ユスティニアヌスはおそらく540年ごろ、これら3つの法集成すべてをイタリアへ送った。したがって、名目的にはそれによってイタリアでも、そこに存在していたローマ法は効力を失った。554年に、ユスティニアヌスは、これらの法集成が通用すべきことを確認した⁸。

既に勅法集改訂版 *Codex Iustinianus repetitae praelectionis* の発効に際して、ユスティニアヌスは、その後の彼の立法を法典化することを予定していた

⁶ A. Zocco-Rosa, *Imp. Iustiniani institutionum paligenesia*, Bd. 1, Catania, 1908, Bd. 2, Catania 1911を参照。

⁷ 北アフリカの再征服については、W. KAISER, *Authentizität und Geltung spätantiker Kaisergesetze. Studien zu den sogenannten Sacra privilegia concilii Vizaceni*, München 2007, S. 73-76における立証のみをあげておく。

⁸ 554年8月13日のユスティニアヌスの新勅法第11章を参照。これに関しては、W. KAISER, *Zum Zeitpunkt des Inkrafttretens von Kaisergesetzen unter Justinian*, in: ZRG RA 127 (2010), S. 172-201, 196-198を見よ。

(新勅法集 *novella lex/constitutio* ないし *νεαρά διατάξεις*⁹)。しかしそれが実現することはなかった。最初の新勅法は535年1月1日の日付であり、最後のそれは565年3月25日付である。ある一定の地域にのみ(例えば北アフリカにのみ)関係するか、あるいはしかし帝国全土に妥当することもありえた¹⁰新勅法は、私法の分野ではしばしば、先行する編纂において記録されていた法状態を変更した。更にユスティニアヌスは、かなりの数の教会法関係の新勅法を発した¹¹。行政の諸問題に取り組んだ新勅法がこれに加わった。伝存する立法の大半は、535年から541年のものである。554年にユスティニアヌスは、こうした彼の後からの立法をもまた、イタリアで告示するよう命じた¹²。

それによって少なくとも理論上はイタリアでも、東ローマ帝国の他の部分と同様の法的統一が達成された。つまり、東方、北アフリカ、イタリアで、ユスティニアヌスの3つの法典と彼の帝国全土にあてられた新勅法が妥当することとなったのである。これに対して、ユスティニアヌスがもはや東ローマ帝国に編入できなかったガリアでは、ユスティニアヌス以前のローマ法が維持された。このことはとりわけテオドシウス法典のような皇帝立法にあてはまる。この法典は、ユスティニアヌスの勅法集に先行する集成で、テオドシウス2世が作らせたものであって、コンスタンティヌス大帝から彼の時代までの一般的な皇帝立法を含んでいた。テオドシウス2世は、帝国東半部については439年1月1

⁹ この名称はもちろん以前からあり、ユスティニアヌスのもとでも既に使われていた。W. KAISER, Zur äußeren Gestalt der Novellen Justinians, in: J. H. A. LOKIN – B. H. STOLTE (Hgg.), *Introduzione al diritto bizantino. Da Giustiniano ai Basilici*, Pavia 2011, S. 159–173, 169–173.

¹⁰ 帝国全土に妥当する法律が2カ国語(ギリシア語とラテン語)で出されたのか、という問題に関しては、W. KAISER, Die Zweisprachigkeit reichsweiter Novellen unter Justinian. Studien zu den Novellen Justinians (I), in: ZRG RA 129 (2012), S. 392–474, 472–474を見よ。

¹¹ これについては、例えば、G. PFANNMÜLLER, *Die kirchliche Gesetzgebung Justinians, hauptsächlich auf Grund seiner Novellen*, Berlin 1902; H. ALIVISATOS, *Die kirchliche Gesetzgebung des Kaisers Justinian I.*, Berlin 1913; L. NOETHLICH, Art. Iustinianus (Kaiser), in: RAC 19 (2001), Sp. 668–763, 733–747を参照。

¹² 同じく、554年8月13日の新勅法第11章。これに関しては、KAISER, Zum Zeitpunkt des Inkrafttretens (前掲注8), S. 198–199。ただし、一連の新勅法は、既に以前から、イタリアにおいても通用することを主張している。

日に発効するよう、この法典を公布したが、法典はその直後、西方（イタリアとガリア）でも発効した¹³。それと並んで、ハドリアヌス帝からディオクレティアヌス帝までの時代の皇帝立法の集成（Codex Gregorianus, Codex Hermogenianus）およびテオドシウス法典発効後に発せられた皇帝立法も存在した。ガリアに広まっていた法典は、506年に西ゴート王アラルリヒ2世が出した、西ゴート・ローマ人法典 *Lex Romana Visigothorum* であった¹⁴。この法典は、皇帝法とりわけテオドシウス法典からの大量の抜粋と、法曹法（ここでは特にパウルス意見集 *Pauli sententiae* からの抜粋）を含んでいた。

もちろん、イタリアの再征服は長続きしなかった。既に568年には、ランゴバルド族が北イタリアに侵入する事態となり、このランゴバルド族はその後も引き続き領分を拡大し、ビザンツの支配領域をますます限定していった。751年のラヴェンナ征服によって、北イタリアにおけるビザンツ支配は完全に除去された¹⁵。南イタリアのギリシア語が話されていた部分では、ビザンツ支配はもちろんなお存続した¹⁶。しかし、ビザンツ国家の退場は、イタリアにおけるローマ法の消滅をもたらしたわけではなかった。773年の晩夏から774年の夏までにカール大帝が北イタリアのランゴバルド支配を征服し、フランクのイタリア王国 *Regnum Italiae* を打ち建てたことも、この点を変えるものではなかった。ローマ法は存続した。もちろん、ユスティニアヌスが意図したように、皇

¹³ テオドシウス法典が引き続き効力を有したことについては、M. CONRAT, *Geschichte der Quellen und Literatur des römischen Rechts im frühen Mittelalter*, Leipzig 1891, *passim* のみを指示しておく。

¹⁴ これについては、さしあたり、R. LAMBERTINI, *La codificazione di Alarico* II. 2. Aufl., Torino 1991; D. LIEBS, *Römische Jurisprudenz in Gallien* (2. bis 8. Jahrhundert), Berlin 2002, S.109–110, 166–176; DERS., Art. *Lex Romana Visigothorum*, in: *Reallexikon der germanischen Altertumskunde* 18 (2001), S. 323–326; DERS., *Zur Überlieferung und Entstehung des Breviarium Alaricianum*, in: *Atti dell' Accademia Romanistica Costantiniana* 14 (2003), S. 653–671 を参照。少し前の文献からは、J. GAUDEMET, *Le bréviaire d'Alaric et les épîtres* (*Ius Romanum medii aevi* 1, 2 b, aa, b), Milano 1965のみをあげておく。

¹⁵ さしあたり、例えば、W. POHL, Art. *Langobarden*, II. *Historisches*, in: *Reallexikon der germanischen Altertumskunde*, Bd. 18 (2001), S. 60–69, 63–64。

¹⁶ この点について詳しくは、G. SALADINO, *Storia della Calabria bizantina. L'alto Medioevo imperiale ed ecclesiastico*, Roma 2010を見よ。

中世初期におけるローマ法の発展について：Hs. Berlin Staatsbibl. lat. fol. 269を例として

帝立法に基礎を置く統一的な帝国法という形ではない。そうではなくて、継続したローマ法は、本来通用することを排除されたり、何ら規範的効力を持たなかったりしたような、数多くの史料にもとづいていた。そのうえ、他方で、ユスティニアヌスはかつて帝国の一部であったガリアを再征服することがなかったにもかかわらず、ユスティニアヌスのローマ法は、そのガリアへも到達していた。

このような、規範的法史料と規範的効力のない法史料、ユスティニアヌスの法とユスティニアヌス以前の法の併存、および本来の妥当領域から外へのローマ法の移転を具体的にわかりやすく示す一例を提供するのが、中世初期の写本 Hs. Berlin Staatsbibl. lat. fol. 269である。以下、この写本を紹介しよう。

II. Hs. Berlin Staatsbibl. lat. fol. 269

1. 写本の外的形態について

Hs. Berlin Staatsbibl. lat. fol. 269¹⁷ は 275 x 192ミリの大きさと202葉を含む。写本は9世紀の第1四半世紀にブルグントで成立した¹⁸。写本作成には複数の書き手が関与した¹⁹。正確な成立場所是不明である。最古の所蔵地として知られているのはブルグントのフラヴィニー修道院である。そこで、フランスの人文主義者ピエール・ピトゥ Pierre Pithou (1543–1621) が、1570年にこの写

¹⁷ 写本は、1837年にパリの *Bibliothèque de Rosny* が競売にかけられた際に、グスタフ・ヘーネル *Gustav Hänel* によって、ベルリンのプロイセン王立図書館のために獲得された。

¹⁸ W. KAISER, *Die Epitome Iuliani. Beiträge zum römischen Recht im frühen Mittelalter und zum byzantinischen Rechtsunterricht* (Studien zur Europäischen Rechtsgeschichte 175), Frankfurt am Main 2004, S. 67–91; B. BISCHOFF, *Katalog der festländischen Handschriften des neunten Jahrhunderts* (mit Ausnahme der wisigotischen), Teil I: Aachen - Lambach, Wiesbaden 1998, S. 76 Nr. 365; CH. RADDING/C. CIARALLI, *The Corpus iuris in the Middle Ages. Manuscripts and Transmission from the Sixth Century to the Juristic Revival*, Leiden - Boston 2007, S. 49–50; F. MACINO, *Sulle tracce delle Istituzioni di Giustiniano nell'alto medioevo. I manoscritti dal VI al XII secolo*, Città del Vaticano 2008, S. 37は Nonantola における成立を主張するが、適切でない。

¹⁹ 詳しくは KAISER, *Die Epitome Iuliani* (前掲注18), S. 42–52を見よ。

本を発見し²⁰、1573年に写本からモーセ法ローマ法対照 *Collatio legum Mosaicarum et Romanarum* (別名、神の法 *Lex Dei*) の史料編纂を初めて行った²¹。彼の兄弟フランソワ・ピトゥ *François Pithou* は1576年に、この写本を、彼のユリアヌス摘要 *Epitome Iuliani* 刊本のために利用した²²。

写本はそのうえ、大幅に修正されているが²³、ただし修正が完遂されているわけではない²⁴。訂正者たちは、正しくない格や間違った数など、書き手の数多くのミスを修正した。加えて彼らは、不注意から書き手に起こったテキストの脱落を補った。訂正者たちは、書き手の用いた先行写本とは別の、ユリアヌス摘要の写本を持っていた²⁵。

²⁰ KAISER, *Die Epitome Iuliani* (前掲注18), S. 95-102を参照。

²¹ *Fragmenta quaedam Papiniani, Pauli, Ulpiani, Gaii, Modestini, aliorumque veterum iuris auctorum ex integris ipsorum libris ante Iustiniani imp. tempora collecta et cum Moysis legibus collata. Eiusdem Imp. Iustiniani novellae constitutiones III. Iuliani antecessoris CP. dictatum de consiliariis. Eiusdem Iuliani collectio de contutoribus. Omnia nunc primum in lucem edita. Ex bibliotheca P. Pithoei Jc. cuius etiam notae adiectae sunt, Lutetiae ex officina Roberti Stephani, MDLXXIII.* モーセ法ローマ法対照という名称は、印刷業者 Thomas Guarinus が1574年にバーゼルで刊行した再版にさかのぼる。 *Mosaicarum et Romanarum legum collatio, ex integris Papiniani, Pauli, Ulpiani, Gaii, Modestini - collectio de contutoribus. Ex bibliotheca P. Pithou IC. cuius etiam notae emendatiores adiectae sunt, Basiliae per Thomam Guarinum, MDLXXIII;* これについては、KAISER, *die Epitome Iuliani* (前掲注18), S. 40-41を見よ。

²² *Iustiniani novellae constitutiones, per Iulianum antecessorem constantinopolit. de Graeco translatae ... ex biblioteca P. Pithoei IC., Basel 1576;* これについては、W. KAISER, *Wandlungen im Verständnis der Epitome Iuliani von der Spätantike bis zur Gegenwart*, in: M. AVENARIUS (Hg.), *Hermeneutik der Quellentexte des Römischen Rechts*, Köln 2008, S. 300-353, 337-340.

²³ KAISER, *Die Epitome Iuliani* (前掲注18), S. 67-80.

²⁴ 訂正者たちは、f. 141r/4 の Ep. Iul. Cap. 524の後で作業をやめている。KAISER, *Die Epitome Iuliani* (前掲注18), S. 69を参照。

²⁵ KAISER, *Die Epitome Iuliani* (前掲注18), S. 72-75. f. 39r 下部欄外の、他では見られないテキストの追補に関しては、後掲の注59を参照。

2. 写本の内容²⁶

- f. 1r: 洗礼者ヨハネの賛美歌 (*Hic est vir magnus - honore dicentes*; KAISER, Die Epitome Iuliani, S. 52 Fn. 202).
- ff. 1v/1-17r/10: Epitome Iuliani, Appendix B および Dictatum de consiliariis の章一覧 (*IN NOM(INE) D(OMI)NI N(OST)RI IH(S)U XR(IST)I INCIP(IUNT) CAPITULA NOUELLARUM D(OMI)N(I) IUSTINIANI AUGUSTI PROMULGATA POST CODICEM - kp() DXCII de episcopis et monachis*).
- ff. 17r/11-19r/17: Lex Dei の章一覧 (*INCIPIT CAPITUL(A) LEGIS D(E)I -kp() DCCXXXII Idem eodem liber post familiam patroni uocat*).
- f. 19v: 空白
- ff. 20r-39v/6: Epitome Iuliani, Capp. 1-117 (テキストグループ D) (*KP. I Si HERES Legata - contractum est*; ed. HÄNEL, S. 21, 6-54, 21).
- ff. 39v/7-149v/12: Epitome Iuliani, Capp. 114-564 (テキストグループ B) (*CONSTITUCIO XXXV DE QUTTUOR(!) UEL DE SEX UNCIS - fisco prestatbit DAT(A) CIII(!) K(ALENDAS) IUL(IAS) POST CONS(u)L(ATUM) UELISARIA(!) ANNO QUARTO IND(ITIONE) HOCTAUA*; ed. HÄNEL, S. 53, 16-177, 32).
- ff. 149v/12-151v/24: 役職者等による代理人指定に関する556年5月1日の新勅法のラテン語要約 (Coll. CLXVIII Novv. 134; Auth. 127) (*Neque prefectus orientis - uocantur D(ATA) K(ALENDIS) MAI(IS) IMP(ERANTE) IUST(INIANO) P(ER)P(ETUO) A(UGUSTO) ANN(o) XXX VC() BASILII AN(NO) XV*; ed. HÄNEL, S. 192-196).
- ff. 151v/25-152v/17: 農民に対する消費貸借に関する535年6月15日のユスティニアヌスのラテン語新勅法 (Coll. CLXVIII Novv. 34; Auth. 36) (*Cons(itutio) CXXVIII kp() DLXXXVIII Ut nulli liceat mutuanti agricule - pacientem iacturam*; ed. SCHÖLL-KROLL, S. 241, 2-27).

²⁶ 写本の描写については、既に KAISER, Die Epitome Iuliani (前掲注18), S. 52-55にある。

- ff. 152v/18-153r/4: 捕虜の買い戻しのためにミュシアの教会に委ねられた財産の譲渡に関する538年3月23日のユスティニアヌスのラテン語新勅法の要約 (Coll. CLXVIII Novv. 65; Auth. 67) (*Cons(titutio) CXXX kp()* DXXXV(!) *De terris uel domibus uel uineis - a barbaris depopulantur* DAT(A) X K(A)L(ENDAS) APRIL(ES) C(ONSTANTINO)P(OLI) IMP(ERANTE) D(OMI)N(O) IUST(INIANO) P(ER)P(ETUO) AUG(USTO) IOH(ANNE) U(IRO) C(LARISSIMO) CONS(U)L(E); ed. HÄNEL, S. 82 zu Cap. 203).
- f. 153r/4-v/10: 皇帝の命令 *iussiones* の下の宮廷長官 Quāstor の署名に関する541年11月1日のラテン語新勅法 (Coll. CLXVIII Novv. 114; Auth. 109) (*Cons(titutio) CXXXI kp()* DLXXXVI *De sacris diuinis subscriptionem - peruenire notitiam* DAT(A) K(A)L(ENDAS) NOV(EMBRES) C(ONSTANTINO)P(OLI) D(OMI)N(O) IUST(INIANO) P(ER)P(ETUO) A(UGUSTO) ANN(O) XVI BASILIO U(IRO) C(LARISSIMO) CONS(UL)E); ed. SCHÖLL-KROLL, S. 533, 2-19).
- ff. 153v/10-155r/11: 未婚女性、寡婦、既婚女性の誘拐に関する563年5月21日のラテン語新勅法 (Coll. CLXVIII Novv. 143; Auth. 132) (*Cons(titutio) CXXXII kp()* DLXXXVII *De raptu mulierum et sponsate - obseruarique PRECEPIAT* DAT(A) XII K(A)L(ENDAS) IUN(IAS) C(ONSTANTINO)P(OLI) IMP(ERANTE) D(OMI)N(O) IUST(INIANO) P(ER)P(ETUO) A(UGUSTO) ANN(O) XXXVI P(OST) C(ONSULATUM) BASILIO U(IRO) C(LARISSIMO) ANN(O) XXII; ed. SCHÖLL-KROLL, S. 707, 2-708, 19).
- f. 155r/11-v/3: 消費貸借の一部弁済に関する年代不明のユスティニアヌスのラテン語勅答 (Coll. CLXVIII Novv. 138) (*Cons(titutio) CXXXIII kp()* DLXXXVIII *De usuris super duplum non computandis imp(erator) iustinianus - locum non habere*; ed. SCHÖLL-KROLL, S. 700, 2-9 und Apparat; ed. HÄNEL, S. 197).
- f. 155v/4-17: 利息制限に関する535年4月15日の新勅法のラテン語要約 (Coll. CLXVIII Novv. 121) (*Cons(titutio) XXXIII(!) kap()* DLXXXVIII *De partiaris solutionibus usurarum -* DAT(A)

中世初期におけるローマ法の発展について：Hs. Berlin Staatsbibl. lat. fol. 269を例として

XVIII K(A)L(ENDAS) MAIAS C(ONSTANTINO)P(OLI) BILISARIO
V(IRO) C(LARISSIMO); ed. HÄNEL, S. 196-197).

ff. 155v/17-156r/7: Dictatum de Consiliariis, 表題とS. 1-3 (*De consiliariis d(omi)n(i) iuliani ant(eccessoris) dictatum Si emerserit - duas constitutiones circa CX relatas*; ed. HÄNEL, S. 198, 2-9).

f. 156r/8-25: 空白

ff. 157v/1-182v: Lex Dei 1, 1-16, 8, 2 (*INCIPIT LEX DI QUAM DEUS PRECEPIT AD MOYSEN - si libertinus vel li*; ed. TH. MOMMSEN, Collectio librorum iuris anteiusiniani 3, Berlin 1890, S. 136, 1-198, 12).

—他の写本に由来する綴じ込まれた四つ折り本 Quaternio—

f. 183r/1-v/12: Inst. 4, 18, 5 *vel eos - deo propitio aduentura est. DOMINI NOSTRI IUSTINIANI - INCLITE CIUITATIS LIBER IIII*; ed. P. KRÜGER, Iustiniani Institutiones, 4. Aufl., Berlin 1921, S. 171, 25-173, 12; S. 5).

ff. 183v/13-190v/35: Digesta Iustiniani 1,1 rubr.-1, 7, 3 *uel preses filius (DE IUSTICIE IURE ULPIANUS - uel preses filius*; ed. TH. MOMMSEN, Digesta Iustiniani Augusti, Bd. 1, S. 1, 7-20, 11).

—Lex Deiの続き—

ff. 191r/1-15: Lex Dei 16, 8, 2 *bertina patronum -16, 9 immunitate ipse tribuit* (ed. MOMMSEN, S. 198, 12-198, 27).

ff. 191r/17-193r/14: Dictatum de Consiliariis の続き（末尾まで）(*Si autem queratur - que est circa CV constitutio EXPL(ICIT) DE CONSILIARIIS FELICITER*; ed. HÄNEL, S. 198, 9-201).

ff. 193r/15-194r/16: Collectio domini Iuliani antecessoris (*ITEM COLLECTIO DOMNI IULIANI (!) ANTECENSORIS - contrarietatem discernere expl(icit)*; ed. HÄNEL, S. 201-202).

ff. 194r/17-199v/19: 役職者等による代理人指定に関する556年5月1日の新勅法のラテン語 Kata poda (Coll. CLXVIII Novv. 134; Auth. 127) (*Ut nulli iudicium liceat - ueteres leges seruari iubemus D(ATA) K(A)L(ENDIS) MAI(IS) IMP(ERANTE) D(OMI)N(I)*

IUST(INIANI) P(ER)P(ETUO) A(UGUSTO) ANN(O) XXX P(OST)
C(ONSULATUM) UASILII U(IRI) C(LARISSIMI) AN(NO) XV RESCRIPTA
LEX AD MONACHIUM P(REFECTUM) U(RBIS); ed. SCHÖLL-KROLL, S.
676, 14-689, 30).

ff. 199v/20-200v/7: 542年12月18日の新勅法のラテン語 *Kata poda* (Coll. CLXVIII Novv. 117; Auth. 112) praef. – Caput 2 *patris testimonium* (CXC KAP()) *DE DIUERSIS CAPITULIS IMP(ERATOR) IUST(INIANUS) A(UGUSTUS) Diuersis capitulis - iura patris testimonium*; ed. SCHÖLL-KROLL, S. 551, 6-553, 17).

ff. 200r/8-202r/21: 11世紀初めの書き手による *Passio Sancti Gorgonii (Magnum summopere studium in perquirendis - canes et lupi)*; ed. P. JACOBSON, *Miracula S. Gorgonii*, Hannover 2009, S. 188, 22-193, 27).

写本は主に、ユスティニアヌスの新勅法に関する作品、すなわちユリアヌス摘要 *Epitome Iuliani* (後出 III. 1を見よ) を含んでいる。そのテキストは、114から117章が二重に存するという特徴を示している (上掲参照)。テキストをより詳しく分析してみると、それが書き手の見誤りというだけでなく、実は摘要の1-117章と114-564章が異なる先行写本に基づいていることがわかる²⁷。なぜここで2つの写本が組み合わせられているのかは、もちろん不明のままとしておかねばならない。摘要の末尾には、たいていはなお古代末期に付加された、数多くの付録が続いている²⁸。それらの付録はこの写本だけに含まれているのではなく、他でも存することが証明されている²⁹。

ff. 183-191は、本来この写本に属してはいなかったのであるが、ユスティニアヌスの法学入門の末尾部と学説集の冒頭部を含んでいる。それらは他の写本に由来するもので、誤ってユリアヌス摘要の写本に綴じ込まれた。この東 (な

²⁷ KAISER, *Die Epitome Iuliani* (前掲注18), S. 59-67を見よ。

²⁸ *Epitome Iuliani* の付録とその拡充に関しては、KAISER, *Die Epitome Iuliani* (注18), S. 347-374のみをあげておく。

²⁹ KAISER, *Die Epitome Iuliani* (前掲注18), S. 16-17の概観を参照。

中世初期におけるローマ法の発展について：Hs. Berlin Staatsbibl. lat. fol. 269を例として

いしそれが本来属していた写本）は、しかしユリアヌス摘要を含む写本と同じ
写字室で成立したのである³⁰。

Ⅲ. Hs. Berlin Staatsbibl. lat. fol. 269と中世初期の法文化³¹

1. 規範的法テキストと規範的効力を持たない法テキストの併存

ベルリン写本は、主にユスティニアヌスのローマ法を、彼の新勅法という形で含んでいる。その際、テキストの法的性質は様でない。写本の主要部分を占めているのは、章一覧の表題では、「勅法集以後に発布された、皇帝ユスティニアヌスの諸法律」とされているラテン語テキストである。しかし、この表題に続いているのは、ユスティニアヌスの新勅法のオリジナルのテキストではなく、パラフレーズであり、それは16世紀以来「ユリアヌス摘要 Epitome Iuliani」と呼ばれている³²。著者はユリアヌスといい、ユスティニアヌス帝治下、コンスタンティノーブルで法学教師をしていた。ユリアヌス摘要は、124のユスティニアヌス新勅法の集成に関する、彼の入門講義（index）であり、したがって私人の作品である。この新勅法入門は、コンスタンティノーブルで成立した。現存する諸写本は、555年ないしその後に行われた講義を反映している³³。ユリアヌスが解説した新勅法は、大部分ギリシア語のものであった³⁴。この入門は、おそらくラテン語を話す法学生のために、ギリシア語新勅法の理解を容易にしようとしたのであろう。しかしユリアヌスは、ギリシア語テキストのラテン語逐語訳を提供したのではなく、中核的な内容（のみ）を再現するにとどまることがしばしばであった。おそらく、コンスタンティノーブルにおける法学学習

³⁰ KAISER, Die Epitome Iuliani（前掲注18）, S. 393-396を見よ。

³¹ これについてはまた、W. KAISER, Zur Normativität des römischen Rechts im frühen Mittelalter: Ein Brief des Papstes Johannes VIII. an König Ludwig III., in: N. JANSEN - P. OESTMANN (Hgg.), Gewohnheit, Gebot, Gesetz. Normativität in Geschichte und Gegenwart, Tübingen 2011, S. 52-72を参照。

³² 名称については、KAISER, Wandlungen（前掲注22）, S. 341を見よ。

³³ これに関して、詳しくは、KAISER, Die Epitome Iuliani（前掲注18）, S. 173-246を見よ。

³⁴ 新勅法集成の状態については、KAISER, Die Zweisprachigkeit（前掲注10）, S. 410-411を参照。

を終えてイタリアへ戻った学生たちによって、この入門は早くに（最古の諸写本は8世紀から伝わっている³⁵⁾）西方へ到達した。ユリアヌス摘要に関しては、中世初期から、11の写本ないし写本断片が残っている³⁶⁾。西方では、摘要は、ユスティニアヌスの新勅法と等しく扱われた。実務でも適用されたことが証言されている。本来私的な作品であったという性格は、もはや知られなくなっていた。オリジナルのギリシア語新勅法テキストを再び知ることになった16世紀の人文主義者たちがはじめて、摘要の作品としての本来の性格を認識した³⁷⁾。入門講義 (index) であると適切に位置づけられたのは、しかしようやく近年のことである³⁸⁾。

既にユスティニアヌス時代から、ユリアヌス摘要にはさまざまな付録 (Appendices) が付されていたが、それらの一部はユスティニアヌスの新勅法、一部はユスティニアヌス時代の法講義の産物から成っている。この写本中の付録には、ユスティニアヌスの新勅法が主に見出されるが、それらの形式はさまざまである。そこに見られる新勅法の一部は、実際にラテン語で発せられたもので、したがってそれらはオリジナルの文言で写本に含まれている。農民に対する消費貸借に関する535年6月15日のユスティニアヌスの新勅法 (Coll. CLXVIII Novv. 34; Auth. 36)³⁹⁾、皇帝の命令 iussiones への宮廷長官 Quāstor の署名についての541年11月1日の新勅法 (Coll. CLXVIII Novv. 114; Auth. 109)⁴⁰⁾、未婚女性、寡婦、既婚女性の誘拐についての563年5月21日の新勅法 (Coll. CLXVIII Novv. 143; Auth. 132)⁴¹⁾、および消費貸借の一部弁済についてのユス

³⁵⁾ さしあたり、KAISER, Die Epitome Iuliani (前掲注18), S. 37-39 および DERS., Fragmente der Epitome Iuliani, I. Hs. Paris BN Baluze 270 ff. 68-69, in: ZRG RA 126 (2009), S. 440-447を参照。

³⁶⁾ Kaiser, Wandlungen (前掲注22), S. 310を見よ。

³⁷⁾ これについては、KAISER, Wandlungen (前掲注22), S. 342。

³⁸⁾ KAISER, Wandlungen (前掲注22), S. 350-352参照。

³⁹⁾ これに関しては W. KAISER – St. CHRONOPOULOS, Unterschiede zwischen griechischen und lateinischen Ausfertigungen von Novellen am Beispiel des Gesetzes vom 15. Juni 535 über Darlehen an Bauern. Studien zu den Novellen Justinians (II), in: ZRG RA 129 (2012), S. 475-500。

⁴⁰⁾ KAISER, Die Zweisprachigkeit (前掲注10), S. 433を見よ。

⁴¹⁾ KAISER, Die Zweisprachigkeit (前掲注10), S. 420-425, 432-433を参照。

ティニアヌスの年代不明の勅答 (Coll. CLXVIII Novv. 138) が、これにあたる。

しかしいくつかの新勅法は、ギリシア語原典のラテン語パラフレーズのみで存する。役職者等による代理人指定についての556年5月1日の新勅法 (Coll. CLXVIII Novv. 134; Auth. 127)、および利息制限のための535年4月15日の新勅法 (Coll. CLXVIII Novv. 121) はこのタイプである。それどころか、ラテン語新勅法のラテン語パラフレーズまで、一つ見られる。捕虜買い戻しのためにミュシアの教会に委ねられた財産の譲渡に関する、538年3月23日のユスティニアヌスの新勅法 (Coll. CLXVIII Novv. 65; Auth. 67) がそれである。

ラテン語のオリジナル・テキストおよびラテン語パラフレーズと並んで、付録は更に第三の可能な伝承カテゴリーをも提供する、すなわち、原典に逐語的に従うような、ギリシア語新勅法のラテン語訳 (いわゆる *Kata poda*) である。役職者等による代理人の指定についての556年5月1日のユスティニアヌスの新勅法 (Coll. CLXVIII Novv. 134; Auth. 127) (前述のように、この新勅法はパラフレーズの形でも入っている)、542年12月18日の新勅法 (Coll. CLXVIII Novv. 117; Auth. 112) *praef. – Caput 2 patris testimonium* がこれにあたる。

これら3つのカテゴリーすべての間で、例えばそれぞれの特性を認識させるような区別は、外的にはもはや何ら見つからない。それどころか、ユリアヌス摘要の章番号は、その本来の終了部を越えて付録にまで及んでいるのである。

以上にあげた部分は、ユスティニアヌスの諸法律を、オリジナル、翻訳、あるいはパラフレーズの形で再現しているのだが、この写本が伝える他の二つのテキストは、この前提さえ共有しない。助言者に関する口授 *Dictatum de consiliariis* と後見人に関する論証 *Collectio de tutoribus* がそれである。この二つはともに、前述の入門の著者ユリアヌスに由来する、ユスティニアヌス帝時代の法講義の産物である。助言者に関する口授では、ユリアヌスは、ユスティニアヌス帝の編纂物 (法学入門、学説集、勅法集) および新勅法から重要な素材を数え上げることによって、学習の最後の段階で学生たちに助言を与えている⁴²。後見人に関する論証では、彼は、複数の後見人による分割並びに不分割の後見に関する諸問題を論じている。ここでは、学説集と勅法集が引用されて

⁴² *Dictatum de consiliariis* については、CONRAT (前掲注13), S. 137-138; D. LIEBS, *Die Jurisprudenz im spätantiken Italien*, Berlin 1987, S. 235-244 (扱われている法素材の一覧つき) を参照。

いる。これらのテキストが広く知られていたということは、教会に有利な消滅時効についての、助言者に関する口授におけるテキスト改変が示している⁴³。すなわちそこでは、消滅時効についての議論に、ローマ教会のためには100年の消滅時効が妥当するのだという補足が付加されたのである。

真正なテキストとそれを短縮する改変との間にもはや区別が存しないという、ここで観察されうるような現象は、ユスティニアヌスのローマ法だけに限られたものではない。前述の西ゴート・ローマ人法典にも多くの短縮バージョンが存在するが⁴⁴、それらは短縮されたとわかるようにはなっておらず、完全なテキストと並んで適用され、それどころか完全なテキストの代わりとなっているのである。

2. 時代を異にする法テキストの併存

前節であげた諸テキストは、その法的性質と内容の点で不均質であったが、それでも同じ時期——ユスティニアヌス帝の治世——に帰属させられうるものであった。写本はしかし、ユスティニアヌス以前の時代からの選集をも伝えている。すなわち、神の法 *Lex Dei*（モーゼ法ローマ法対照 *Collatio legum Mosaicarum et Romanarum*）⁴⁵であるが、これは、旧約聖書の法、ローマの法曹法、いくつかの個別の皇帝法をテーマによって整理して組み合わせたものである。*Lex Dei* がこの形で成立したのは、4世紀終わり頃であったろう。この作品は、ユスティニアヌス以前のローマ法として、もはや流布してはならなかったはずであり、ましてユスティニアヌスの法とともに一つの写本に含ま

⁴³ W. KAISER, Die hundertjährige Verjährung zugunsten der römischen Kirche, in: ZRG, KA (=Kanonistische Abteilung) 85 (1999), S. 60-103, 61-63を見よ。

⁴⁴ さしあたり、CONRAT (前掲注13), S. 222-240; GAUDEMET (前掲注14), S. 44-57; LIEBS, Römische Jurisprudenz in Gallien (前掲注14), S. 202-209, 221-235, 249-265を見よ。

⁴⁵ これについては、さしあたり、LIEBS, Die Jurisprudenz im spätantiken Italien (前掲注42), S. 162-174および R. FRANKS, Compiling the *Collatio Legum Mosaicarum et Romanarum* in Late Antiquity, Oxford u. a. 2011; U. MANTHE, Wurde die *Collatio* vom Ambrosiaster Isaak geschrieben?, in: H. ALTMEPPEN - I. REICHARD - M. SCHERMAIER (Hgg.), Festschrift für Rolf Knütel zum 70. Geburtstag, Heidelberg 2010, S. 737-754を参照。

中世初期におけるローマ法の発展について：Hs. Berlin Staatsbibl. lat. fol. 269を例として

れていることなどあってはならなかったはずである。明らかに、西方でのユスティニアヌスの法の導入によって元来意図されていた排他的妥当要求は失われたか、あるいはひょっとすると一度も貫徹されえなかったのである。

ユスティニアヌス以前のローマ法とユスティニアヌス期のローマ法とのそのような併存は、この写本以外の所でも確認されうる。例えば、Hs. Paris BN lat. 4418（9世紀の第1四半世紀、ルートヴィヒ敬虔の宮廷学校で成立）は、数多くのゲルマン部族法を伝えているが、ローマ法としては、西ゴート・ローマ人法典（アエギディウス摘要 *Epitome Aegidii* の形で）およびユリアヌス摘要が含まれている。南イタリアで10世紀末ごろに成立したガウデンツィ集成 *Collectio Gaudenziana* (Hs. London Brit. Libr. add. mss. 47676)⁴⁶の著者は、ユスティニアヌスのローマ法と西ゴートのローマ法をともに取り入れている。ランスのヒンクマルもまた、西ゴートのローマ法とユスティニアヌスのローマ法を同じように引き合いに出している⁴⁷。

個別の法の層を一つの妥当根拠に帰するような試みは、ほとんど確認されない。例えばガウデンツィ集成の著者は、その序言において、以下の諸規定はローマ法に由来し、ユスティニアヌスがそれらを発布したのである、と確言している。この集成は、確かにユスティニアヌスのローマ法（ユリアヌス摘要、勅法集、法学入門）および西ゴートのローマ法（西ゴート・ローマ人法典のアエギディウス摘要）から、しかしまた——不正確にもローマ法として性格づけられた——西ゴートの部族法、およびこれ以外の写本ではもはや知られていないゴート法の一史料からも素材を得ているのである⁴⁸。

3. 通用の継続と拡大

イタリアにおけるビザンツ支配は長続きしなかったにもかかわらず、そのことは、ユスティニアヌスの法集成と新勅法の消滅をもたらさなかった。既に

⁴⁶ この名称は、写本の発見者であるイタリアの法史家 Augusto Gaudenzi からきている。

⁴⁷ さしあたり CONRAT（前掲注13）、S. 23を見よ。

⁴⁸ *Fragmenta Gaudenziana* については、G. VISMARA, *Fragmenta Gaudenziana*, in: *Ius Romanum medii aevi* I, 2 b bb β, Milano 1968 (= DERS., *Scritti di storia giuridica* 1, Milano 1987, S. 341-389) を参照。

603年にグレゴリウス大教皇が、ある委任裁判官に、司教と長老の不法な廃位が問題となった事案をユスティニアヌスのローマ法にしたがって決定するよう命令し、それに関して彼に、一件書類を関連する法テキストとともに手渡している⁴⁹。教皇がなぜローマ法を適用可能と見なしたかという理由を示す史料は欠けている。教皇たちは、9世紀にもなお、厳密に言えばローマ法を適用するための前提が本来まったく存しないような紛争を解決するために、ユスティニアヌスのローマ法を持ち出している。878年の、教皇ヨハネス8世から東フランク王ルートヴィヒ3世への書簡は、その一例である⁵⁰。書簡の中で、教皇は、ルートヴィヒ3世に対して、王が我がものにした、ある高貴な女性の相続財産を、正当な相続人に引き渡すよう、要求している。引き渡し義務を根拠付けるために、教皇は、相続に関与したのがすべてフランク人であったにもかかわらず、主にユスティニアヌスのローマ法（ユリアヌス摘要と勅法集）を引き合いに出している。

そのうえ、ローマ法の諸テキストは、その元来の妥当領域を越えていった。この写本が成立した時期、ガリアはカロリング家の支配下にあった。ブルグントは、カール大帝の帝国、ないし彼の死後にはカロリング家の部分王国の一つに属していた。しかしそれでも、この写本が示すように、ユスティニアヌスのローマ法が筆写されたのである。既にこの写本が存在するという事実自体（より正確に言えば、そうした写本作成に伴う大きなコスト）から、ユスティニアヌスのローマ法が適用可能と見なされていたという結論が導かれる。写本に施された修正が示すのは、「正しい」テキストを所有することに価値が置かれていた、ということである。ブルグントにおけるユスティニアヌスのローマ法の存在は、教会法を内容とするある集成（新勅法集成 *De ordine ecclesiastico*⁵¹）からも証明されるが、これはもっぱらユリアヌス摘要を素材とし、おそらくブルグントで成立したものである。

⁴⁹ Reg. Epist. Greg. 13, 49 (50); これについては、W. KAISER, Nachvergleichen von Novellen- und Codexzitaten in einer frühmittelalterlichen Sammlung mit Exzerpten aus dem Register Gregors d. Gr. (Reg. 13, 49 [50]), in: ZRG RA 125 (2008), S. 603-644, 605-606を見よ。

⁵⁰ KAISER, Zur Normativität (前掲注31), S. 57-71を参照。

⁵¹ これについては、KAISER, Die Epitome Iuliani (前掲注18), S. 461-492を見よ。

中世初期から伝わる、ユスティニアヌスの学説集の筆写の唯一確実な証拠もまた、ブルグント由来である。この写本は、前述のように、法学入門の末尾と学説集の冒頭を含む束を伝えているが、これはもともと他の写本に属していたもので、ただ誤ってこの写本に綴じ込まれたのである（Hs. Berlin, Staatsbibl. lat. fol. 269 ff. 183-190; ベルリンの法学入門・学説集断片）。この束が本来属していた写本は失われた。法学入門・学説集断片の書き手は、見たところ古代末期の先行写本から直接写したようであり、テキスト上の数多くの特徴と書き誤りがそのことを証言する⁵²。ここでもまた、学説集のような大部なテキストが筆写されたという事実からだけでも、このテキストに法的な有意性が認められていたことがわかる。

ようやく最近になって、フランク王国の東の部分でもユスティニアヌスの法学入門が利用されえた、ということが知られるようになった。親戚関係を理由とする婚姻禁止に関するある論文のために、法学入門が使われているのである⁵³。この論文自体は、9世紀中頃にフルダかマインツで成立した。著者はひょっとしたらフラバヌス・マウルスカ、あるいは少なくとも、彼の著作に通じた人物であった⁵⁴。

逆に、西ゴートのローマ法の諸テキストは、イタリアでも利用可能であった⁵⁵。特に、西ゴート・ローマ人法典の派生物であるアエギディウス摘要 Epitome Aegidii は、イタリアでしばしば存在が証明される⁵⁶。

4. 法テキストの利用可能性

⁵² KAISER, Die Epitome Iuliani (前掲注18), S. 400-406を見よ。

⁵³ W.KAISER, Ein unbekanntes Zitat von Institutiones Iustiniani 3, 6 pr.-8 in einer Abhandlung des Hrabanus Maurus zum Ehehindernis der Verwandtschaft, in: H. ALTMEPPEN - I. REICHARD - M. SCHERMAIER (Hgg.), Festschrift für Rolf Knütel zum 70. Geburtstag, Heidelberg 2010, S. 513-557.

⁵⁴ 例えば、K. UBL, Ein unbekanntes Gutachten des Hrabanus Maurus? Anmerkungen zu einem Neufund, in: ZRG KA 97 (2011) S. 369-374.

⁵⁵ 既に F. PATETTA, Il Breviario Alariciano in Italia, in: Archivio giuridico 47 (1891), S. 3-45 (= DERS., Studi sulle fonti giuridiche medievali, Torino 1967, S. 601-643); また KAISER, Die Epitome Iuliani (前掲注18), S. 713-717を見よ。

⁵⁶ KAISER, Die Epitome Iuliani (前掲注18), S. 713.

ローマ法のテキストの量的な利用可能性の問題は、ニュアンスのあるものである。伝承の断片性ゆえに、ここでは個々の点にとどまる言明しかできない。ユスティニアヌスのローマ法については、新たに発見された、ユスティニアヌスの勅法集の南イタリア由来の写本の断片、および前述のように9世紀中頃にフルダないしマインツで、ユスティニアヌスの法学入門が利用され得たという事実は、ローマ法テキストが利用され得た程度をはっきりと示すものである⁵⁷。

テキスト内容との取り組みの痕跡は、読み手の注記や後代の書き手による追補のような、写本上の所見から知られうる。

中世初期の書庫カタログにもまた、ローマ法を含む写本がときおり見いだされる。もちろん、一部はそのあいまいな表記のために、確定することが難しいのではあるが。

ローマ法由来のテキストが論拠として用いられているような文学作品は、むしろまれである（ただし、リヨンのフロルスとヴェルチェッリのアットは顕著な例外であるのだが）。

5. 誤った位置づけ

中世初期には、今日の目からするとあっと驚くような、法テキストの誤った位置づけが紛れ込んでいた。まったく別の法圏に由来するテキストが、ローマ法として扱われ得たのである。例えば、西ゴートの部族法である、西ゴート部族法典 *Lex Visigothorum* が、ユスティニアヌスの名のもとに証言されている⁵⁸。

この Hs. Berlin Staatsbibl. lat. fol. 269 もまた、そのような法の越境を証言している。写本の f. 39r の下欄には、訂正者が、この写本以外では伝えられていないような、婚姻財産法に関するある法テキストを書き入れた。テキストは、ユリアヌス摘要の相続法の章 (Ep. Iul. Cap. 114) を補足するものとされている。

⁵⁷ 前掲注53を見よ。

⁵⁸ このことは、*Collectio Gaudenziana* にも、*Lectio legum* にもあてはまる。これに関しては、KAISER, *Die Epitome Iuliani* (前掲注18), S. 720–723を参照。*Epitome Iuliani* と *Lex Visigothorum* からの章を一つにしたクラーゲンフルト断片については、ebenda S. 638–653を見よ。

中世初期におけるローマ法の発展について：Hs. Berlin Staatsbibl. lat. fol. 269を例として

これは実際にはおそらく、ブルグントのある国王法からの抜粋である⁵⁹。しかし訂正者が付した訂正記号によれば、この補足は摘要の章に直接つながるはずのものなのである。

IV. 結びのコメント

以上の論述は、今日では考えられないようないくつかの現象をはっきりと示している。オリジナルのテキストを通じてでなく、翻訳や、それどころかパラフレーズの形で、法の伝達。それを発効させた国家が脱落したにもかかわらず、更に通用し続ける法規範。いやそれどころか、以前には通用することが考慮されていなかったような地域における妥当領域の拡大。中世初期に、ユスティニアヌスのローマ法が通用し続けたこと、およびそれと平行して写本が作成され伝えられたことは、中世中期に北イタリアで確認されうるような、ユスティニアヌスのローマ法の史料との集中的な取り組みのための、必要な前提であった。もちろん、それとともに始まったユスティニアヌスのローマ法の優位は、中世初期を特徴づけていたようなローマ法の複数性を消滅させていったのではあるが。

(訳者後記)

冒頭の注にあるように、本稿は、ヴォルフガング・カイザー Wolfgang Kaiser 教授が、2010年3月13日に、京都で開催された比較国制史研究会で行った講演の改訂版である。講演では、パワーポイントを用いて写本の書体なども示しつつ解説がなされたが、本稿ではその部分は省略され、代わって講演原稿にはなかった多くの文献注が付されている。

ヴォルフガング・カイザー教授について、簡単に紹介すれば、教授は南ドイツ・バイエルン州出身で、1984年からミュンヘン大学法学部で学び、国家試験

⁵⁹ KAISER, Die Epitome Iuliani (前掲注18), S. 79-80および詳しくは DERS., Burgundisches Ehegüterrecht in der Hs. Berlin Staatsbibl. lat. fol. 269 (f. 39r)? Zu einem unbekannten Fragment eines Gesetzes über das Schicksal der Eheschenkung beim Tod des Ehemannes, in: ZRG RA 119 (2002), S. 212-246を参照。

(第1次・第2次) 合格後、同学部のレオポルト・ヴェンガー研究所 Leopold-Wenger-Institut で助手をつとめた。ローマ法のディーター・ネル Dieter Nörr 教授のもとで、1998年に法学博士号を取得、2001年には教授資格を取得した。2002年にテュービンゲン大学法学部教授に迎えられて赴任した後、2005年からフライブルク大学法学部に転じ、以後同大学法学部教授の任にある。その他、2008年にはハイデルベルクのバーデン・ヴェルテンベルク州アカデミーの正会員に選ばれ、また同じく2008年から『サヴィニー雑誌 Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte』の共同編集者の一人となるなど、大学外での活躍もめざましく、現在、ドイツにおけるローマ法研究を牽引する学者の一人と言ってよいであろう。

カイザー教授の専門分野は、ローマ法史・古代法史の中でも、とりわけ古代末期から中世初期のローマ法史である。主著としては、学位論文を公刊した、Die Epitome Iuliani. Beiträge zum römischen Recht im frühen Mittelalter und zum byzantinischen Rechtsunterricht, Frankfurt a.M. 2004 および教授資格取得論文を公刊した、Authentizität und Geltung spätantiker Kaisergesetze. Studien zu den sogenannten Sacra privilegia concilii Vizaceni, München 2007 の2冊の大著があるが、その他、本稿注でもあげられているように、『サヴィニー雑誌』等に質の高い個別論文を多数発表している。教授の研究は、写本に関する深い知識と卓抜なセンスに支えられた、ローマ法史料の伝承の検討を中心とするが、そうした特長は、本稿を通じてもよくうかがわれる。カイザー教授の論考の日本語訳としては、既に、ヴォルフガング・カイザー（守矢健一訳）「失敗した法律の修正——538年5月1日 Justinianus 新勅法について——」（松本博之他編『法発展における法ドグマティックの意義』（2011年 信山社）所収）があるが、本稿によって、カイザー教授の研究が我が国の学界により近いものとなれば、訳者としては幸いである。

2010年3月の来日時、カイザー教授は、本稿のもととなった京都での講演の他、九州大学でも講演され、日本の研究者と活発に交流された。帰国後の非常なご多忙により改訂作業に時間を要したため、日本語訳の公表が遅れていたが、このたび訳者としてのつとめを最後まで果たすことができ、教授に改めて感謝したい。またカイザー教授招聘にあたっては、比較国制史研究会メンバーの方々をはじめ、多くの方にご助力をいただいた。とりわけ、京都での研究会開催にあたってお世話いただいた林信夫教授（京都大学）、九州での日程を組織され

中世初期におけるローマ法の発展について：Hs. Berlin Staatsbibl. lat. fol. 269を例として

た上村一則教授（久留米大学）、五十君麻里子教授（九州大学）、西村重雄教授（九州大学名誉教授）に御礼を申し上げます。なお、カイザー教授招聘に際しては、科研費基盤研究(B)（課題番号19330002）の助成を受けた。